| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は意見事項の概要 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　環境 | | |
| 第３．監査の結果 | | |
| １．法律・条例の府の役割を果たしているか | | |
| （１）市町村との関係 | | |
| イ．大阪府と府内市町村の連携について | | |
| （ウ）大阪府の役割に関する意見  【環境農林水産部】 | 大阪府は、府内市町村が実施する施策について、単に調整役としてではなく、その役割から一歩踏み込み、府内市町村に対して、大阪府が把握している情報に基づき、計画策定から助言をし、また、府内市町村の事業実施に当たっては府内市町村が効果的・効率的に事業を実施できるよう技術的な助言等の支援を実施し、さらに、結果に対する支援・助言、課題の把握とその対応をともに考えていくことなど、より積極的な関与が必要である。（意見１）  　ａ．市町村のリサイクル推進事業への関与について  　ｂ．各市町村の温室効果ガス排出量の削減の取組への関与について | ａ．市町村のリサイクル推進事業への関与について  　年度当初から各市町村と順次、意見交換を行い、他市町村の先進的な取組事例など施策推進の参考となる情報の提供や助言等を行った。  　また、循環型社会推進計画（平成28年６月）の進捗管理として、平成29年度から毎年度、市町村の一般廃棄物に関する諸施策を取りまとめ、平成29年９月に公表した。  　さらに、府内６ブロックごとに、毎年度、「ごみ処理広域化ブロック会議」を開催し、各市町村の事務事業について、情報共有を行い、課題の把握とその対応をともに考える場とした。  ｂ．各市町村の温室効果ガス排出量の削減の取組への関与について  　平成29年６月に市町村に対しアンケート調査を実施し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定状況や、策定（策定予定を含む）市町村の温室効果ガス排出量の実績及び増減理由を把握するとともに、おおさかスマートエネルギー協議会市町村部門会議において、情報の共有・意見交換を行い、市町村における温室効果ガス排出量の削減を促した。市町村の取組状況については、今後、同会議等を通じて定期的に把握する。  　また、市町村による計画策定・推進に関しては、審議会委員への就任、地域協議会への参加、あるいは個別相談対応等、各市町村に応じた方法で、市町村の裁量にも配慮しつつ、府として必要な助言を行い、市町村と連携した取組を推進する。 |
| （２）府民や事業者への情報発信 | | |
| ア．環境情報の効果的な発信について | | |
| （イ）環境情報の発信方法の課題について  【環境農林水産部】 | 大阪府は、従来型の府民側が情報をとりにいくようなホームページについては、リンクごとの更新状況の掲載やトピック事項の掲載をトップページにするなどの充実を図り、府民側が気軽に情報を入手できるＳＮＳなどを効果的に利用した情報発信をすることが望まれるとともに、広報担当者の役割をさらに強化し、広報結果の総合的な分析を実施し、どの広報手法が最も効果的であるかについてさらなる検討をされたい。（意見２） | 各所属が入力（希望）した広報手法について、どの手法が最も効果的であるかについては、手続・催し総合案内（ピピッとネット）システムを活用し、環境農林水産総務課（広報担当）が適切かどうかを判断している。  　また、昨年度開設した環境交流パートナーシップ事業に係るＳＮＳ（Facebook、Twitter）や大阪府公式ＳＮＳでも随時環境に関する情報発信を実施している。平成29年11月には部内広報担当者を対象とした情報発信の手法等に係る研修会を実施したところであり、引き続きホームページの充実やＳＮＳの活用とあわせ、効果的に環境情報を発信する。 |
| イ．民間が活用できる制度の周知のあり方、民間参入の促進等 | | |
| （エ）意見  【環境農林水産部】 | 大阪府は、民間の利用の少ない補助事業について、民間事業者に活用されていない状況を打開するためにも、府域の補助対象となる民間事業者に対し直接情報提供をより積極的に行うことや、前述のＳＮＳツールも一つの手段として積極的に活用すべきである。（意見３） | 府が実施する補助事業について、より多くの民間事業者に活用いただくように、ＳＮＳ（Facebook、Twitter）や、民間事業者向けのメールマガジン及び情報誌等を積極的に活用し、周知を行う。  　特に、今回意見のあった、みどりづくり推進事業については、事業の公募にあわせて府域の幼稚園、保育園等に本事業のチラシ等を配布するとともに、大阪府社会福祉協議会保育部会等の会議に出席し、本事業の説明を直接実施した。  　さらに、ＳＮＳの活用については、もずやんのTwitterや、メールマガジンを活用し、民間事業者等へ周知を行った。  　今後も、補助事業の募集に当たっては、直接の情報提供とともに、ＳＮＳツール等を積極的に活用し、周知を行っていく。 |
| ウ．府民や事業者への啓発をより意識した環境情報の発信について | | |
| （イ）過去から現在にかけての時間軸を意識した情報発信について | | |
| ｄ．意見  【環境農林水産部】 | 大阪府は、環境分野において新たな計画を策定した場合や、計画を期間内に改訂した場合には、当該計画を紹介するホームページのトップページに、前計画の達成状況、前計画と新たな計画の変更点、新たな計画の策定経緯などに関する情報について、その概略を掲載するなどして、府民や事業者に対してより分かりやすい情報発信に努め、府民や事業者の環境改善に向けての自主的取組をより進めるべきである。（意見４）  　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）  　循環社会推進計画 | 循環型社会推進計画（平成28年６月）は、大阪府環境審議会に諮問の上作成したものであり、前計画の達成状況等については、審議会に設置した「循環型社会推進計画部会」で取りまとめた部会報告として公表済みである。  　部会報告は、審議会の資料・議事要旨の一資料として掲載していたが、よりアクセスしやすくするため新計画のトップページにも掲載した。  　また、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、平成29年12月に一部改定をして、ホームページの構成を見直し、計画の変更点、計画の策定経緯などに関する情報について、その概略を掲載した。  　今後、環境分野において新たな計画を策定した場合や、計画を改定した際には、速やかに府民や事業者に対してより分かりやすい情報を発信する。 |
| （ウ）他の都道府県や大都市との比較を意識した情報発信について | | |
| ｄ．意見  【環境農林水産部】 | 大阪府は、大阪府の環境の状況を府民や事業者に対して分かりやすく発信するために、まずは、大阪府の「環境の状況」を紹介するページに、現在のホームページにおいて公表されている各環境分野の比較情報にリンクを貼った、「（仮称）他の都道府県などとの比較情報」のページを設けることを検討されたい。（意見５） | 大阪府の環境の状況が、各自治体等と容易に比較できるよう、大阪府の「環境の状況」のホームページに、各自治体等（環境省及び全国の都道府県）の環境に関するホームページへのリンク集を新たに作成した。 |
| （３）規制権限の適切な行使（産業廃棄物関係について） | | |
| イ．廃棄物の適正処理について | | |
| （イ）産業廃棄物排出事業者や処理業者に対する指導の徹底  【環境農林水産部】 | 大阪府は、事業者に対する指導の機会を利用する等して、より一層、事業者が産業廃棄物管理責任者の選任を行うよう促進していくべきである。（意見６） | 産業廃棄物管理責任者の選任は、排出事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律を理解し、産業廃棄物の処理責任等を果たすために有効であると認識している。  　引き続き、立入検査、団体指導、説明会の開催等を通じて、事業者に産業廃棄物の排出抑制や適正処理の指導を行うとともに、産業廃棄物管理責任者の選任を行うよう指導する。 |
| （ウ）不適正処理対策について  【環境農林水産部】 | 大阪府は、違法産業廃棄物の除去等の代執行弁償金について不納欠損処理に至った２件のケースについて、改めて事案内容と行政処分や不納欠損処理に至るまでの関係資料等を整理し、新たに配属された職員向けの研修資料とするなどして周知徹底を図り、今後の円滑かつ効率的な業務遂行に活かすべきである。（意見７） | 意見のあった２件の事案については、事案の内容と行政処分や不納欠損処理に至るまでの関係資料を整理し、一読して事案概要が理解できる資料を作成した。  　加えて、当該事案の教訓を組織的に継承していくため、事案の詳細について転入職員へ研修を実施し情報共有を図った。 |
| ２．新環境総合計画の進行管理（ＰＤＣＡ）について | | |
| （４）取組指標の設定のあり方について | | |
| ウ．意見  【環境農林水産部】 | 大阪府は、新環境総合計画のＰＤＣＡサイクルの取組指標の設定について、今後も引き続き、①定性的な取組指標となっている事業について定量的な指標を取り入れる余地がないか、②最終的な成果（アウトカム）をより意識して取組指標を設定すべきものはないか、③取組指標が前々年度、前年度と同じで、進捗状況が前々年度、前年度ともに☆☆☆☆（想定以上）となっている事業について、改めて進捗状況を見直す必要がないか、などの見地から見直しの検討を行うべきである。（意見８） | 「平成29年度豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」作成時において、各施策事業の取組指標の見直しの検討を行った。  　その結果、定性的な取組指標となっていた「省エネ行動の普及啓発事業」及び「おおさかスマートエネルギーセンターの運営」の取組指標の定量化や、「大阪府温暖化防止等に関する条例に基づく届出指導」の取組指標の見直しを行った。  　今後も、新環境総合計画のＰＤＣＡサイクルの中で、各事業における取組指標の設定に係る考え方を確認し必要があれば適宜見直しを図る。 |
| ３．事業の経済性、効率性、有効性 | | |
| （２）大阪府民の森指定管理 | | |
| エ．評価項目の配点について  【環境農林水産部】 | 大阪府は、指定管理者公募において価格を重視しすぎる配点にならないよう、施設の特性に応じた管理水準や利用者サービス等品質に関する提案にも相当重視した評価項目の配点を検討されたい。（意見９） | 評価項目の配点は原則として財務部行政経営課による「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」に則って設定することとなっている。  　しかしながら、今回意見のあった府民の森については、管理経費の過度な縮減により、府民の安全安心の確保が困難となるような提案については、選定委員会の判断で選定しない方針である。これまでも同委員会では、品質点を含めた総合的な判断となるよう慎重に検討・判断している。 |
| （３）新エネルギーへの取組（地中熱の活用） | | |
| 【環境農林水産部】 | 大阪府は環境省の地中熱の導入ポテンシャルの推計において、東京都に次いで地中熱導入のポテンシャルが高いとされているところ、東京都や大阪市などでは既に地中熱導入促進の取組がなされており、大阪府においても先進的に取り組まれたい。（意見10） | 地中熱の利用促進について、熱需要量の多い、病院やホテル、百貨店などの業界団体や府内市町村を対象として、導入事例を紹介するなど認知度の向上を図っている。  　また、今後は、地中熱ポテンシャルマップを活用するなど、府域の地中熱利用の普及促進を図る。 |
| 第４章　防災・危機管理 | | |
| 第３．環境農林水産部における防災対策 | | |
| １．漁港における津波対策 | | |
| （３）漁港に係る防災事業 | | |
| 【環境農林水産部】 | 大阪府は、東南海・南海地震津波対策事業、三連動地震に備える地震津波対策事業及び南海トラフ巨大地震対策事業に係る工事実施にあたっての地元市町等との打ち合わせ記録をもれなく作成・保存されたい。（意見11） | 東南海・南海地震津波対策事業、三連動地震に備える地震津波対策事業及び南海トラフ巨大地震対策事業に係る工事実施にあたっての地元市町等との打ち合わせ記録について、もれなく作成・保存する。 |
| イ．三連動地震に備える地震津波対策事業 | | |
| （イ）海岸保全施設の管理及び操作について  【環境農林水産部】 | 大阪府は、海岸保全施設に関する管理及び操作協定に基づく、毎年度の水門等操作要領及び操作従事者の名簿の市町からの提出を促されたい。（意見12） | 水門等操作要領及び操作従事者名簿について、平成29年３月に説明会を開催し、再度提出を依頼した。今後も、同要領及び名簿について、市町に対して提出を促す。 |
| （イ）海岸保全施設の管理及び操作について  【環境農林水産部】 | 大阪府は、角落としの運用について気象警報発令時に適切な操作ができるよう、岬町と協議・検討されたい。（意見13） | 平成29年３月８日及び同月29日に岬町と角落としの運用等について協議を行った。角落としの操作が適切に行われるような体制の構築・運用等について、引き続き岬町と協議を重ねる。 |
| エ．その他 | | |
| 【環境農林水産部】 | 大阪府は、環境農林水産部水産課に係る工事請負契約の設計変更について、変更協議書等に当該変更の理由を記録・保管されたい。（意見14） | 変更協議書については、設計変更ガイドラインにおいて、必要事項を記載して受注者と協議することとされており、今後の手続についても、同ガイドラインに適合した内容とする。 |
| ２．山地災害対策 | | |
| （２）治山事業 | | |
| ケ．砂防事業との連携  【環境農林水産部】 | 大阪府は、砂防治山連絡調整会議や流域総合対策連絡調整会議において、他府県における砂防事業と治山事業の連携事例等を情報共有し、府内の事業の実施可能性について検討するなど、砂防事業との機能的・効果的連携のあり方についての検討をさらに進められたい。（意見15） | 砂防事業との機能的・効果的な連携を図るべく、平成29年５月26日開催の砂防治山調整会議において、事前に国土交通省や林野庁から取り寄せた他県の連携事例について情報共有し意見交換を行った。会議では、できるだけ多くの渓流に治山ダム又は砂防堰堤を計画し、府内全体の安全度を上げていくことが重要との認識を共有し、平成29年度中に、治山・砂防施設の重ね合わせ図を完成させることとした。  　また、平成29年８月31日開催の流域総合対策連絡調整会議において、四條畷市を流れる権現川流域を会議メンバー合同で調査し意見交換を行った。会議では、平成29年７月に発生した九州北部豪雨災害のような大規模災害において、防災・減災のための施設整備とともに避難することが重要との認識を共有し、ソフト対策での連携を進めることとした。 |
| ３．農空間の防災・減災対策 | | |
| （２）ため池等の防災・減災対策 | | |
| ウ．ため池に関する事業等 | | |
| （ア）ため池防災事業  【環境農林水産部】 | 大阪府は、ため池ハザードマップについて、大阪府ホームページ等により公表する等、府民が常時、情報入手できるようにされたい。（意見16） | 府ホームページにおいて、ため池ハザードマップの作成を行った市町村名、ため池箇所数を明示するとともに、市町村が同マップをホームページ上で公表している場合は、そのサイトをリンク集としてとりまとめて周知を図った。  　市町村が作成した同マップは、全て開架等により公表されているが、ホームページ上に未掲載の同マップについては、市町村ホームページに掲載されるよう市町村へ働きかける。 |
| （ウ）大阪府と市町村の役割  【環境農林水産部】 | 大阪府は、市町村等に対する指導、支援を一層充実させるために、府内市町村によるため池管理者への指導、技術支援等の状況を定期的に把握されたい。（意見17） | 平成29年度から水防ため池点検調査と併せ、市町村によるため池管理者への指導、技術支援等の状況を把握するため、市町村に対し「ため池管理者への指導に係る調査」を実施した。  　今後も、定期的に同調査等を行い、市町村において、ため池管理者に対し、どのような指導、支援が行われているかを把握する。 |
| （エ）ため池防災事業推進に資する情報開示  【環境農林水産部】 | 大阪府は、ため池防災事業が、優先度に応じて円滑に進められるよう、地域住民及びため池管理者に対する情報開示をより充実されたい。（意見18） | 府ホームページにおいて、下流影響が大きいため池、老朽度の高いため池のリスト及び市町村ごとの対象ため池数を掲載した。  　また、平成29年度に実施したため池点検調査結果についても、ため池管理者へ周知し、不具合等がある場合は、必要な対応を実施するように指導した。  　さらに、今回意見のあった下流影響度評価点や水防ため池点検結果等の公表については、市町村やため池管理者等と公表方法等を検討中である。  　また、ため池の部分改修や管理方法によるリスクの低減等についても、事例を収集し市町村職員やため池管理者を対象とした研修会等で紹介するなど、必要な取組を要請する。 |
| （オ）監視及び情報伝達のためのテレメータ等の設置  【環境農林水産部】 | 大阪府は、ため池安全安心向上促進事業について、知事重点事業として、部局の重点政策同様に点検・評価を行い、年度内の進捗状況や年度の点検結果等を公表されたい。（意見19） | ため池安全安心向上促進事業については、平成29年度の部局運営方針に年度目標を定め、進捗状況や実績評価を公表した。 |
| ４．大阪府中央卸売市場における防災・危機管理対策 | | |
| （５）業務継続計画（ＢＣＰ）の策定状況 | | |
| イ．大阪府中央卸売市場ＢＣＰ | | |
| （ウ）市場ＢＣＰの内容検証 | | |
| ｃ．③　電気、水、食料等の確保  【環境農林水産部】 | 大阪府中央卸売市場は、危機管理室と必要数量を協議の上、市場内においても最低限の水や食料の確保に努めるべきである。（意見20） | 大阪府中央卸売市場では、平成29年７月31日に非常用備蓄セット付自動販売機１台を市場内に導入・設置した。  　備蓄セットの内容は、「飲料水2,000本、保存パン400個、だしがゆ900個、ライスクッキー500個、ハヤシライス100個、携帯用トイレ1,000個等」であり、場内事業者への対応分も確保した。  （設置契約者は、指定管理者である大阪府中央卸売市場管理センター株式会社） |
| ｆ．⑥　非常時優先業務の整理  【環境農林水産部】 | 大阪府中央卸売市場は、非常時における市場の流通業務を適切に把握し、改善が必要な事項があれば市場内の事業者に対して改善を要望するため、少なくとも年１回の訓練実施の際には、事業者が策定するＢＣＰ計画における準備事項の進捗状況を確認し、準備が未了の事業者に対する適切な指導を行うなど、定期的に、事業者が策定するＢＣＰ計画の進捗及び見直しの要否を確認すべきである。（意見21） | 平成29年１月17日に場内ＢＣＰ担当者会議（４卸会社、２組合、管理Ｃ、開設者）を開催し、その場で、各事業者の業務継続計画の中で、準備が未了になっている事項について、改善方策を確認した。  　今後も、年に一度は、場内ＢＣＰ担当者会議を開催し、業務継続計画の進捗及び見直しの要否を確認する。  （平成29年度は、平成30年３月に同会議を予定） |
| エ．非常事態に備える訓練の実施 | | |
| 【環境農林水産部】 | 大阪府中央卸売市場は、複数の事態を想定した市場ＢＣＰの訓練を実施すべきである。（意見22） | 平成29年１月17日に場内事業者を集め、ＢＣＰ担当者会議を開催するとともに、ＢＣＰ計画に基づき、発災時をイメージした訓練を実施した。  　今後も、複数の事態を想定し、より実践的な訓練を積み重ね、発災時の業務フローを確立する。 |
| 第４．環境農林水産部における危機管理対策 | | |
| ２．環境農林水産部における危機管理マニュアルの整備・運用状況 | | |
| （２）マニュアルの運用状況等 | | |
| イ．環境管理室危機管理マニュアル等 | | |
| （イ）訓練の実施  【環境農林水産部】 | 大阪府は、環境管理室危機管理マニュアルで想定する全危機事象について、通報連絡訓練等を通じて、同マニュアルに則した対応ができる態勢が維持されていることを定期的に確認されたい。（意見23） | 環境管理室危機管理マニュアルを改訂し、次の点について規定した。  ・　危機管理担当者は、所管するどの危機事象が発生した場合でも迅速な行動がとれるように、通報連絡訓練等を通じて、環境管理室危機管理マニュアルに即した対応ができる態勢が維持されていることを定期的に確認することとして、具体的には、次のとおり実施する。  訓練の実施等   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 該当する危機事象 | | | 定期的に訓練を行う危機事象 | ・大気汚染による健康被害  ・有害化学物質による健康被害  ・大阪湾での大規模な油等汚染事故 | | | 毎年継続的に発生し、日常業務の中で情報伝達を行っている危機事象 | ・地下水汚染による健康被害  ・土壌汚染による健康被害  ・河川での大規模な異常水質事故 | （確認内容）  ・発生した事案の概要  ・情報伝達の態勢 | |
| 第５章　地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 | | |
| 第６．意見 | | |
| １．数値目標の設定について | | |
| 【環境農林水産部】 | 大阪府立環境農林水産総合研究所は、受託研究を始めとして、アウトカム指標による数値目標の設定を推進すべきである。（意見24） | 大阪府立環境農林水産総合研究所における受託研究については、事業者等からの依頼に基づき実施するものであるため、これまで数値目標を設定してこなかったが、今回の意見を踏まえ、平成29年度計画については、受託研究の件数について、数値目標を設定した。  　今後、数値目標の設定にあたっては、アウトカム指標についても検討を進めていく。 |
| ２．人件費について | | |
| （１）賃金体系について  【環境農林水産部】 | 大阪府立環境農林水産総合研究所は、降給（号数の引き下げ）の導入も含めて、より成果主義が反映される賃金体系の導入（あるいは運用の見直し）を検討すべきである。（意見25） | 大阪府立環境農林水産総合研究所の給与規程では、「降給」についての定めがなかったが、今回の意見を踏まえ、「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員給与規程」を改正し、府の規則同様、「降給」について新たに規定した。  （平成29年３月31日改正、同年４月１日施行） |
| （２）人件費に充てられる運営費交付金について  【環境農林水産部】 | 大阪府は、大阪府立環境農林水産総合研究所との間において、運営費交付金により人件費が措置されている職員の情報を共有すべきである。（意見26） | 今回の意見を踏まえ、運営費交付金により人件費を措置している職員の情報について、府と研究所間で共有した。  　今後も必要な情報の共有を徹底していく。 |
| 第６章　一般財団法人大阪府みどり公社 | | |
| 第４．意見（中長期的な観点からの人事政策について） | | |
| 【環境農林水産部】 | 大阪府みどり公社は、中長期的な観点から、従業員の構成を高年齢層に偏在することなく、次世代を担う若年層も雇用し、継続企業の前提に基づく公社の運営をすべきである。（意見27） | 大阪府みどり公社の運営について、府は、公社が準行政的役割（農地中間管理機構・地球温暖化防止活動推進センターとして、府の指定を受けた府域で唯一の機関）を果たすために、安定的かつ継続的な事業活動を前提とした運営が行われるよう指導している。  　公社は、これを受けて、将来の財政展望を明確にし、新規事業の獲得などの取組と合わせて、運営体制の効率化を推進している。  　その中で、事業収支の改善と雇用の安定との両立に鑑み、現職員の継続的雇用と事業遂行能力の向上に加え、経験豊富な職員の能力を最大限活用（再任用）することで、将来にわたり継続した事業を展開することとしている。  　今後は、将来の収益力の見込みに立ちつつ、更なる新規事業の獲得や、ＩＣＴを活用できる職員の確保などを通じて、経営の継続性を図る。 |